

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年10月 2 日

【会社名】 韓国投資証券株式会社
(Korea Investment & Securities Co., Ltd.)

【代表者の役職氏名】 代表取締役兼最高経営責任者 金 成煥
(Kim, Sung Hwan,
Representative Director and Chief Executive Officer)

【本店の所在の場所】 大韓民国ソウル特別市永登浦区議事堂大路88
(88, Uisadang-daero, Yeongdeungpo-gu, Seoul,
the Republic of Korea)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 島崎文彰

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区神田小川町一丁目 7 番地 小川町メセナビル 4 階
島崎法律事務所

【電話番号】 (03) 5843-9631

【事務連絡者氏名】 弁護士 島崎文彰

【連絡場所】 東京都千代田区神田小川町一丁目 7 番地 小川町メセナビル 4 階
島崎法律事務所

【電話番号】 (03) 5843-9631

【発行登録の対象とした募集 社債
有価証券の種類】

【発行登録書の内容】

提出日	2024年 6 月24日
効力発生日	2024年 7 月 2 日
有効期限	2026年 7 月 1 日
発行登録番号	6 - 外 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 1,000億円
発行可能額	900億円

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2025年10月 2 日（提出日）である。

【提出理由】 発行登録書において参照すべき旨が記載されている参照書類と同種の書類が新たに提出されたため、参照書類の情報を更新するため、本訂正発行登録書を提出するものである。
(訂正内容については、本文を参照のこと。)

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第二部 【参照情報】

発行登録書の「第二部 参照情報」の記載を以下のとおり訂正する。）

第1 【参照書類】

<訂正前>

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2023年度）（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）
2024年6月24日に関東財務局長に提出

事業年度（2024年度）（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）
2025年6月30日までに関東財務局長に提出予定

事業年度（2025年度）（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）
2026年6月30日までに関東財務局長に提出予定

2 【半期報告書】

事業年度（2024年度中）（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）
2024年9月27日に関東財務局長に提出

事業年度（2025年度中）（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）
2025年9月30日までに関東財務局長に提出予定

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（2025年4月10日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づく臨時報告書を2025年4月10日に関東財務局長に提出。

<後略>

< 訂正後 >

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2023年度）（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）
2024年6月24日に関東財務局長に提出

事業年度（2024年度）（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）
2025年6月24日に関東財務局長に提出

事業年度（2025年度）（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）
2026年6月30日までに関東財務局長に提出予定

2 【半期報告書】

事業年度（2024年度中）（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）
2024年9月27日に関東財務局長に提出

事業年度（2025年度中）（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）
2025年9月29日に関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（2025年10月2日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づく臨時報告書を2025年4月10日に関東財務局長に提出。

1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（2025年10月2日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づく臨時報告書を2025年10月2日に関東財務局長に提出。

< 後略 >